

細則3:理事長の選任及び退任

第1条 理事長の選出

次期理事長は、2年毎に新たに評議員による選挙によって選出された新選出理事を加えた選出理事の互選により、社員総会の10週間前までに選出される。理事長選出のための第一回選出理事会は、選出理事選挙管理委員会委員長によって招集される。理事長選出にあたって、投票によって決定する場合は、過半数を得たものを当選者とする。過半数を得るものがない時は、上位2人で決戦投票を行う。最多得票者を当選者とする。この場合、上位2人が同数の場合には、年少者をもって当選者とする。

第2条 理事長の任期

理事長の任期は、2年間とする。理事長の再任を妨げない。

第3条

理事長が任期中に欠員となる場合は、選出理事の互選により選出される。その結果は、評議員全員に報告する。任期は前理事長の残任期間とする。

第4条 細則3の変更

本細則を変更するには、評議員の(委任状含む)3分の2以上が出席した社員総会において、その3分の2以上の賛成を要する。

